

KHKS 0803（可とう管に関する検査基準）に基づく可とう管の検査

■ 検査の概要

この検査は、下図のような金属製の可とう管に対して、KHKS 0803 可とう管に関する検査基準に基づいて行うものです。

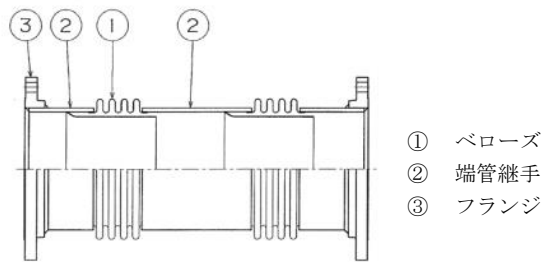


図 ベローズ形伸縮管継手 (例)

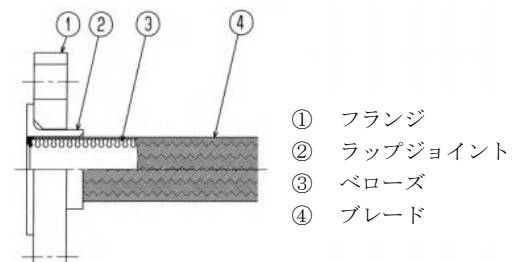


図 フレキシブルチューブ (例)

KHKS 0803 に基づく委託検査に合格した可とう管は、変更の工事の際に処理量の変更を伴わない場合は、通達に基づき、法第 14 条の軽微な変更の工事として取扱われ、都道府県知事等の許可を受けることを要しないことになります。

通達：「高圧ガス保安法第 14 条第 1 項及び第 4 項、第 19 条第 1 項及び第 4 項並びに第 24 条の 4 第 1 項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて」（平成 30 年 3 月 30 日付け 20180323 保局第 13 号）

■ 検査の内容

検査は、KHKS 0803 及び委託検査マニュアルに従って、全体図、部品図、強度計算書等に対する設計の検査を行った後、寸法検査、溶接部の検査、耐圧試験、気密試験等を立会により行います。